

# 煙火の消費等の申請は消防署へ

## 煙火の消費・火薬の譲受許可の申請は消防署へ

東近江行政組合消防本部管内の構成市町が行っていた火薬類取締法に係る事務が、平成 26 年 4 月 1 日から東近江行政組合消防本部の各消防署に移っています。詳しくは下記をご覧ください。

## 煙火消費に関する手続きについて（おもちゃ煙火は、除きます。）

### 許可が必要な場合

下表の無許可で消費できる数量を超える場合は、許可が必要となります。

許可を受けるには、火薬類消費許可申請書の提出が必要です。

申請用紙は、ホームページの「申請・届出書様式」にあります。

### 煙火にかかる無許可消費数量の内容

(令和 3 年 4 月 5 日改正)

煙火の区分			消費数量		
球状の 打揚煙火玉 (観賞用)	直径 10 cmを超え 直径 14 cm以下のもの	4号玉	10個以下	} 25個 以下	} 75個 以下
	直径 6 cmを超え 直径 10 cm以下のもの	2.5～3号玉			
	直径 6 cm以下のもの	2号玉			
仕掛煙火 (観賞用)	仕掛花火に使用する炎管の数		200個以下		
煙火 (演出用)	原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下		5個以下	} 35個 以下	} 85個 以下
	原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下				
	原料火薬・爆薬量 15g 以下				
特定の規格に適合するファイヤークラッカー その他の点火によって爆発音を出す筒物 (火薬 1 g 以下爆薬 0.1g 以下)			300個以下		
爆竹 (連結数 30 本以下 1 本の火薬 1 g 以下爆薬 0.1 g 以下)			300個以下		
競技用紙雷管 (消費は 18 歳未満の者でもよい)			無制限		
発煙筒、撮影用照明筒 若しくは爆薬 (爆発音を出すためのものに限る。) 0.1g 以下の煙火			無制限		

## 無許可で消費できる場合

上表の無許可で消費できる数量に該当する場合は、許可は不要となりますが、打揚煙火及び仕掛煙火は消防署への届出が必要となります。

届出様式は、「申請・届出書様式」に「煙火打上げ(仕掛け)届出書」がありますので、必要事項を記入の上各消防署へ提出願います。

## 安全な距離について

煙火を消費する場合は、消費する場所から建物や人の集合する場所等に対して、安全な距離を確保しなければなりません。東近江行政組合消防本部管内の安全な距離は次のとおりです。

### 打揚煙火の場合（スターマインを含む）

打揚煙火の区分	保安距離
2号（直径6cm以下）	半径 50m以上
2.5号（直径7.5cm以下）	半径 65m以上
3号（直径9cm以下）	半径 80m以上
4号（直径12cm以下）	半径 110m以上
5号（直径15cm以下）	半径 140m以上
6号（直径18cm以下）	半径 180m以上
7号（直径21cm以下）	半径 200m以上
8号（直径24cm以下）	半径 230m以上
10号（直径30cm以下）	半径 280m以上
15号（直径45cm以下）	半径 350m以上
20号（直径60cm以下）	半径 400m以上
30号（直径90cm以下）	半径 600m以上

注：スターマインについては最大のものを基準とする。

### 仕掛煙火の場合

主な仕掛煙火の安全距離は、枠の高さの1.5倍以上。

ただし、爆発音を発するものを付属する場合は、30m以上。

### その他の煙火

個別にお問い合わせください。

## 火薬類譲受許可に関する手続き

建設用びょう打銃用空砲等の申請については、個別にお問い合わせください。

### 申請先一覧

消費場所		提出先	電話番号
近江八幡市		近江八幡消防署	0748-33-5119
竜王町			
東近江市	旧八日市市	八日市消防署	0748-22-7610
	旧永源寺町		
日野町		日野消防署	0748-52-0119
東近江市	旧蒲生町		
東近江市	旧能登川町	能登川消防署	0748-42-0119
	旧五個荘町		
東近江市	旧湖東町	愛知消防署	0749-45-4119
	旧愛東町		
愛荘町			